第６章　計画の推進に向けて

１　計画の周知

本計画に掲げている施策・事業を着実に実施して協働のまちづくりを推進していくためには、一人ひとりの市民や市職員はもとより、ＮＰＯ法人等の市民活動団体、町内会や町内福祉委員会といった地域団体、事業者など多様な協働の主体が、本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要不可欠です。

そこで、広報あんじょうや市及び市民活動センターのウェブサイトなどの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図ります。また、シンポジウムや講演会の開催や市民出前講座、市民活動団体等の交流会などの開催といった、様々な協働の主体と直接対面できる機会を通して本計画の周知に努めます。

２　計画の推進体制

協働のまちづくりの推進に向け、次のような推進体制を整備します。

（１）安城市市民協働推進会議の設置

市民協働の推進に関する事項（本計画の進捗状況の確認や評価、市民協働推進施策に関する調査や提言など）を審議するため、安城市市民協働推進条例に基づき、安城市市民協働推進会議を設置しています。この会議は、公募による市民、学識経験を有する者、その他市長が認める者のうちから市長が委嘱する１５名以内の委員によって構成されています。

（２）推進体制の構築

市の推進体制として、関係部署に協働推進員を配置します。協働推進員には、以下のような役割を持たせることが想定され、必要に応じて会議を開催するものとします。

想定される協働推進員（協働推進員会議）の役割
■関係部署における市民協働や市民参加の推進 ■それぞれの部署と関連の深い市民活動団体や地域団体等への協働のための施策・事業の周知及び活用促進 ＊例えば、関係部署との関係がある市民活動団体等に対して「市民活動補助事業」をＰＲし、活用を勧めるとともに、相談に応じるなど側面的な支援を行うことが考えられます。 ■本計画で位置づけた施策・事業や関係各課で実施している協働関連事業の進行管理 ＊具体的には、協働関連の施策・事業進捗チェックシートの記入及びシートに基づく施策・事業の評価の実施と次年度に向けた方針づくりを行うことが考えられます。 ■市における協働推進に関する事項の協議及び調整 ＊例えば、協働テーマ提示型事業を進めるため、行政だけで実施するより、市民や市民活動団体等と協働で行うことで、より効果的できめ細かな公共的なサービスにつながる可能性がある事業の棚卸し・仕分け作業を行うことが考えられます。

（３）市民活動センターのサポート組織の設置

市民活動団体相互や地域団体相互、市民活動団体と地域団体、市民活動団体や地域団体と行政・事業者との間をつなぐ中間支援組織（コーディネート組織）としての役割や、市民活動力を高め市民協働を進める促進剤としての役割を担う市民活動センターをサポートする市民で構成する「協働サポータークラブ」を設置します。また、市民サポーターとしての役割が果たせるような資質やスキルを磨くための人材育成事業（市民協働コーディネーターの連携・交流事業、市民協働コーディネーターの育成事業）を開催します。

（４）協働を支援する機関の連携強化と役割の明確化

市民活動センターが軸になって、社会福祉協議会及び社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター、青少年の家ボランティア活動支援センターは、相互に連携して市民協働を支援します。

地域福祉をテーマとした地域団体による協働推進を支援する基幹的な組織として役割を担っている社会福祉協議会に対して、市民活動センターは、市民活動団体による協働推進の基幹的な組織としての役割を担います。

3　協働事業の進行管理

本計画に掲げる施策・事業を計画的に実効性のあるものとして推進するためには、各事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。

このため、本計画で示した施策・事業は、すぐに取り組める事業から着手しつつ、事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、次の事業への展開方策を検討しフォローアップしていく、「計画（Ｐｌａｎ）」⇒「実行（Ｄｏ）」⇒「点検・評価（Ｃｈｅｃｋ）」⇒「見直し（Ａｃｔｉｏｎ）」⇒「計画（Ｐｌａｎ）」・・・といった一連の流れに沿ったＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行い、施策・事業の継続的な改善を進めていくものとします。特に、第５章で提示した「スタートアップ事業」に力点を置きながら進行管理に努めるものとします。

そして、こうした一連の流れで実施した進行管理の結果を踏まえ、協働に関する施策・事業の進捗状況や今後の方針等を簡潔で分かりやすい年次報告書として取りまとめます。また、「点検・評価（Ｃｈｅｃｋ）」については、第三者的な視点からのチェックを行う観点から安城市市民協働推進会議に年次報告を適宜行うものとします。

一方、本計画の実効性を担保するためには、市が行う進行管理システムだけではなく、市民や市民活動団体、地域団体、事業者との情報共有を図りつつ、市民活動団体等との協働により本計画を推進していく体制を構築することが大切です。

このため、既に市民活動センター事業の一環として実施している「わくわく交流会」の機会を通じて、協働に関する施策・事業の進捗状況や今後の方針等を取りまとめた年次報告書を市民や事業者等へ報告・公表していくものとします。

そして、このような、市民活動団体等が活動成果を発表し合い、優れた活動を評価する「わくわく交流会」を市民版ＰＤＣＡとして位置づけ、行政版ＰＤＣＡと連動させながら進めることにより、計画の進行管理についても協働によって進めていくものとします。
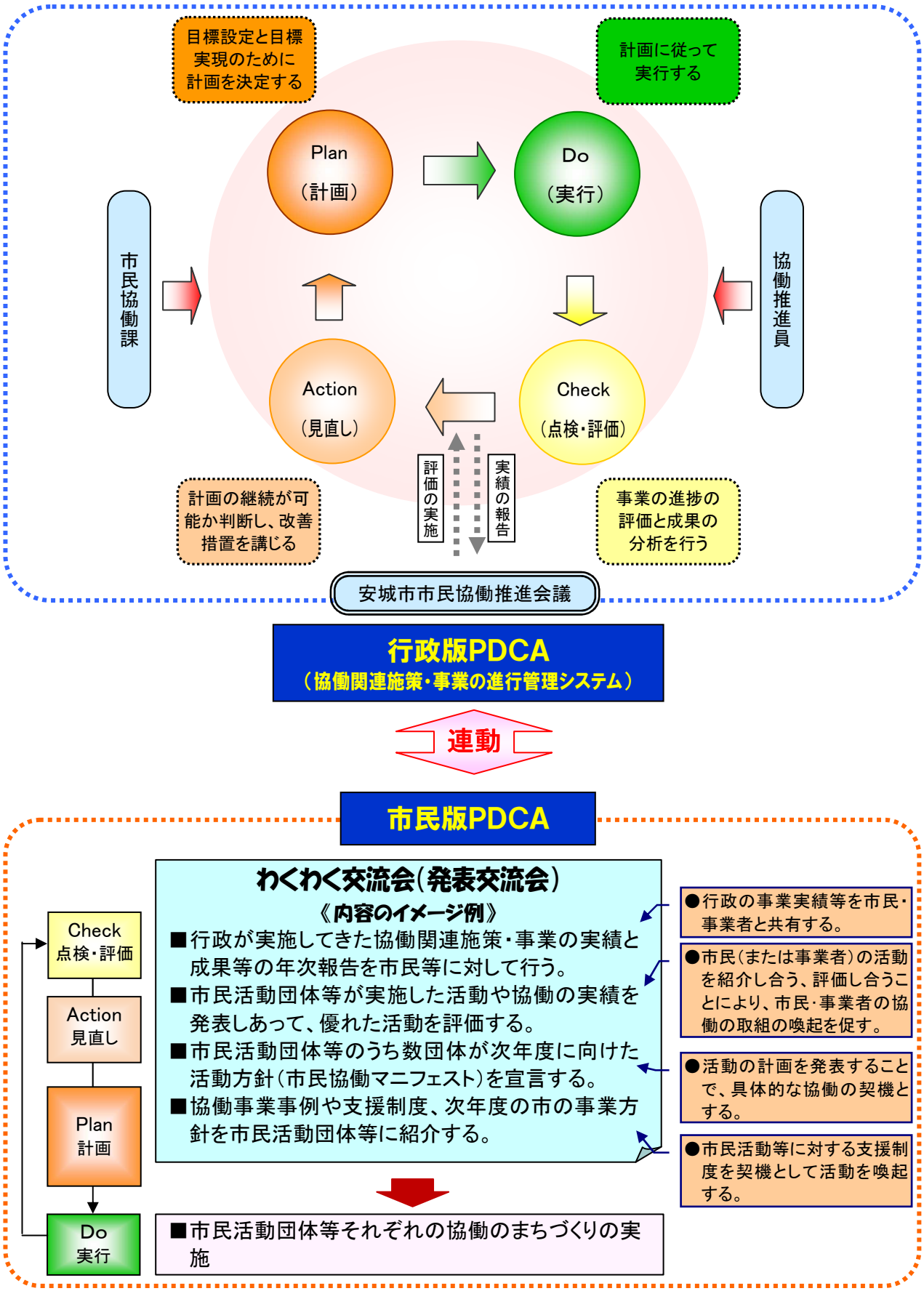
図　計画の進行管理の進め方の概念図（ＰＤＣＡサイクル）